

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理システム関係事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津坂下町は、健康管理システム関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県河沼郡会津坂下町

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理システム関係事務
②事務の概要	<p>健康増進法及び母子保健法、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの関連法の規定に基づき、健診情報の管理、案内通知等の出力、各種健(検)診結果・検査の管理、訪問指導などを行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施対象者の把握②健(検)診の実施対象者の把握③新生児・妊産婦の訪問指導④健康診査⑤母子手帳交付⑥住民からの健康相談等⑦各種健(検)診・精密検査、医療機関受診結果の管理⑧乳幼児健診対象者の把握⑨高齢者の訪問指導⑩健康教室対象者の把握⑪保健推進員、健康づくり推進協議会委員等、各種案内通知等の出力⑫新型インフルエンザの予防接種⑬新型コロナワクチンの接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供⑭予防接種実施後に接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システム住民健診情報ファイル、母子保健情報ファイル、予防接種情報ファイル、保健指導情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・第9条第1項(利用の範囲)・別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条・別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条・別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条・別表第一の93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・第19条第6号(委託先への提供)2. 健康増進法(平成14年8月2日号外法律第103号)<ul style="list-style-type: none">・第17条(市町村による生活習慣相談等の実施)3. 母子保健法(昭和40年8月18日法律第百41号)<ul style="list-style-type: none">・第9条(知識の普及)4. 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)<ul style="list-style-type: none">・第5条(市町村長が行う予防接種)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は健康診査関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,69-2,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) ※別表第二17の項については、主務省令は未制定 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) ※別表第二19の項については、主務省令は未制定 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項69-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活課
②所属長の役職名	生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策財務課(政策企画班 情報統計係)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3662番地 0242-84-1509

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月7日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項(利用の範囲) 別表第一の10の項 別表第一の49の項 別表第一の76の項 <p>2. 健康増進法(平成14年8月2日号外法律第103号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条(市町村による生活習慣相談等の実施) <p>3. 母子保健法(昭和40年8月18日法律第百41号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条(知識の普及) <p>4. 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5条(市町村長が行う予防接種) 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条第1項(利用の範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 <p>2. 健康増進法(平成14年8月2日号外法律第103号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条(市町村による生活習慣相談等の実施) <p>3. 母子保健法(昭和40年8月18日法律第百41号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第9条(知識の普及) <p>4. 予防接種法(昭和23年6月30日号外法律第68号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5条(市町村長が行う予防接種) 		
平成28年9月7日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報又は住民票関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.77.80.84.89.91.92.94.96.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.117.120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報又は住民票関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.77.80.84.89.91.92.94.96.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.117.120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項)</p> <p>※別表第二17の項については、主務省令は未制定</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p> <p>※別表第二19の項については、主務省令は未制定</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)</p>		
平成30年4月1日	5. ②所属長	課長 荒井盛行	課長 村山隆之		
平成31年1月1日	5. ②所属長	課長 村山隆之	生活課長		
平成31年1月1日	IV リスク対策 1～9		全文追加記載	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、重大な変更に当た
令和2年4月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報又は住民票関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.70.77.80.84.89.91.92.94.96.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.117.120の項)</p>	<p>: 第二欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は健康診査関係情報」が含まれる項 (1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.21.23.27.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.66.67.69-2.70.77.80.84.89.91.92.94.96.101.102.103.105.106.108.111.112.113.114.116.117.120の項)</p>		
令和2年4月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		<p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69-2の項)</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法及び母子保健法、予防接種法などの関連法の規定に基づき、健診情報の管理、案内通知等の出力、各種健(検)診結果・検査の管理、訪問指導などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②健(検)診の実施対象者の把握 ③新生児・妊産婦の訪問指導 ④健康診査 ⑤母子手帳交付 ⑥住民からの健康相談等 ⑦各種健(検)診・精密検査、医療機関受診結果の管理 ⑧乳幼児健診対象者の把握 ⑨高齢者の訪問指導 ⑩健康教室対象者の把握 ⑪保健推進員、健康づくり推進協議会委員等、各種案内通知等の出力	健康増進法及び母子保健法、予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法などの関連法の規定に基づき、健診情報の管理、案内通知等の出力、各種健(検)診結果・検査の管理、訪問指導などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ～ 最後に追記 ～ ⑫新型コロナウイルスの予防接種 ⑬新型コロナウイルスの接種事務		
令和3年3月11日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用の範囲) ・別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条 ・別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ～ 最後に追記 ～ ・別表第一の93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2		
令和3年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は健康診査関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,69-2,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ～ 最後に追記 ～ :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)		
令和3年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) ※別表第二17の項については、主務省令は未制定 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) ※別表第二19の項については、主務省令は未制定 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69-2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	(別表第二における情報照会の根拠) ～ 最後に追記 ～ :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法及び母子保健法、予防接種法、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法などの関連法の規定に基づき、健診情報の管理、案内通知等の出力、各種健(検)診結果・検査の管理、訪問指導などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ⑬新型コロナウイルスワクチンの接種事務	健康増進法及び母子保健法、予防接種法、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法などの関連法の規定に基づき、健診情報の管理、案内通知等の出力、各種健(検)診結果・検査の管理、訪問指導などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ⑬新型コロナウイルスワクチンの接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ⑭予防接種実施後に接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付		
令和3年7月30日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)		
令和3年7月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ～ 記載なし ～	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ～ 最後に追記 ～ ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)		
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 しきい値計数 時点	令和3年3月1日現在	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ～ ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ～ ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供)	事後	